

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年6月4日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	(仮称)銀座六丁目プロジェクト
2 店舗所在地	中央区銀座六丁目9番地2号ほか
3 設置者名	みずほ信託銀行株式会社
4 設置者住所	千代田区丸の内一丁目3番3号
5 小売業を行う者の氏名又は名称	未定
6 新設をする日	令和7年6月17日
7 店舗面積の合計	1,330 m ²
8 駐車場の位置及び収容台数	店舗内12台
9 駐輪場の位置及び収容台数	店舗内1台
10 荷さばき施設の位置及び面積	店舗内48m ²
11 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内9.13m ³
12 小売業を行う者の開店時刻	午前10時
13 小売業を行う者の閉店時刻	午後9時
14 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで
15 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	一箇所 敷地北側
16 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで
17 届出日	令和6年5月30日
18 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
19 縦覧期間	令和6年6月4日から令和6年10月4日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年6月4日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	K I T T E
2 店舗所在地	千代田区丸の内二丁目7番2号
3 設置者名	日本郵便株式会社ほか2名
4 設置者住所	千代田区大手町二丁目3番1号ほか
5 変更前の設置者の代表者名	深澤 祐二（東日本旅客鉄道株式会社）
6 変更後の設置者の代表者名	喜勢 陽一（東日本旅客鉄道株式会社）
7 変更日	令和6年4月1日
8 届出日	令和6年5月31日
9 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
10 縦覧期間	令和6年6月4日から令和6年10月4日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
11 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。